

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

穂別苫小牧森林組合

(2007年7月1日より「苫小牧広域森林組合」)

平成19年6月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I. 穂別苦小牧森林組合の概要

II. 審査経過

III. 審査における判定事由書

IV. 主な確認資料

I. 穂別苫小牧森林組合の概要

1. 申請者名称・所在地 穂別苫小牧森林組合 代表理事組合長 藤岡孫一
北海道勇払郡むかわ町穂別433番地
2. 認定事業体 穂別苫小牧森林組合
3. 事業内容・業種 素材生産、製材加工、チップ生産、円柱等木材加工、販売等

4. 穂別苫小牧森林組合の沿革・概要

むかわ町穂別地区は北海道中央部のやや南方に位置し、周囲を日高山地や夕張山地に囲まれ、地区面積 54,600ha の約 9 割を森林が占める山村地域である。このため豊かな森林資源や近隣の製紙会社の原料材需用を背景として林業が古くから盛んで、地域の主要な産業であった。戦後は、早期育成樹種としてカラマツ造林が積極的に進められたことから、民有林人工林の約 7 割 (4,900ha) をカラマツ林が占め、さらに、Ⅷ 齢級以上の主伐を控えた林分が半数を超えるなど、資源の成熟化が進んでいる。

穂別苫小牧森林組合（藤岡孫一代表理事組合長）は、北海道胆振支庁管内むかわ町穂別地区（平成 18 年、「穂別町」と「鶴川町」が合併、町名を「むかわ町」に改名）に所在し、平成 17 年度末現在、組合員数 439 名、組合加入面積 12,543ha、払込済出資金 45 百万円、業務執行体制は、役員 12 名（常勤 1 名）、従業員 40 名（事務職員 14 名、工場職員 26 名）により運営をしている。平成 16 年 2 月に北海道森林組合育成方針による中核森林組合として認定を受け、経営基盤や執行体制を強化するなど、地域林業の主要な担い手として積極的な事業展開をしている。

組合事業としては森林造成事業（植付、下刈、除間伐等）、素材生産事業、加工事業（製材、チップ、土木用資材等）、林産物販売までの一連の事業運営により、平成 18 年度の総取扱額は 1,766 百万円で森林組合の全道一を誇る。これまで、国や道の加工施設整備事業等の資金導入を図りながら製材施設や木材乾燥施設整備をすすめており、カラマツ等間伐材の魚礁利用など、地域材の利用や販路拡大に力を入れている。

民有林から生産されるカラマツ素材の大部分は、地区の主要な林産加工施設である穂別苫小牧森林組合の加工施設で梱包材、パレット材、集成材ラミナ、土木用資材、製紙原料材等に製品化され、道内外に出荷している。また、製材・加工時に発生する端材やオガ粉、バークは畜産用敷き料として加工販売するなど資源の有効利用に努めている。

また、穂別苫小牧森林組合では、「穂別町新エネルギービジョン」による木質バイオマス資源のエネルギー利用の提言を受け、製材工場などで発生する端材、オガ粉、バークを原料として、ボイラーやストーブの燃料として利用する木質ペレット製造に向けて取り組み、平成 18 年 11 月に木質ペレット工場が竣工した。

平成 18 年度の原木取扱量は、素材生産が約 40,017 m³、製材関係で消費量 26,229 m³、チップ関係で 33,863 m³、円柱・木工関係で 4,741 m³。

製品出荷量は、素材販売で 20,958 m³、製材品で 13,570 m³、チップで 33,862 m³、円柱・木工関係で 4,234 m³となっている。

5. 分別・表示管理体制

穂別苫小牧森林組合では、「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、SGEC 認証森林から産出された製品等（以下「認証林産物」という。）と、それ以外の林産物が受入、保管、加工、出荷の各過程で混在しないように分別・表示管理を担当する認証林産物管理責任者及び担当者を各部門に配置し、適正な管理体制を確立するとともに、伝票など帳票類を作成・保存することとしている。

同森林組合の加工センターは、約10haに及ぶ広い土場を持ち、認証林産物は明確に区分・表示して保管される。

加工部門は、基本的に製品在庫を持たない注文生産によっているため、認証林産物の注文には、非認証林産物と混在しないよう期間を定めて集中して応じる管理体制をしいている。

なお、「認証林産物の分別・表示管理方針書」及び「分別・表示管理体制」を定め、素材販売、製材工場、チップ工場、円柱・木工場それぞれの生産工程に応じた「認証林産物の加工・管理計画書」を策定している。

（確認資料一覧）

- ・穂別苫小牧森林組合の概要（パンフレット）
- ・認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・認証林産物の加工・管理計画図（素材販売、製材工場、チップ工場、円柱・木工場）
- ・分別・表示管理体制図

Ⅱ. 審査経過・写真

1. 穂別苫小牧森林組合の審査経過

穂別苫小牧森林組合の審査は、(社)全国林業改良普及協会 認証審査センターの
児島裕、野田昭一、吉田力の3名が下記のとおり行った。

【審査申込】 平成18年11月6日／審査申込

【認定審査】 3月29日／書類確認及び現地確認

(場 所)

穂別苫小牧森林組合 製材工場
チップ工場
木材加工場
素材生産現場
木質ペレット工場

(審査委員)

元東京大学教授・農学博士 山根明臣

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会審査員 児島 裕
専門審査員 吉田 力

(出席者)

穂別苫小牧森林組合 参事 高橋富士雄
参与 只野 繁
森林整備課課長 豊岡義博
加工課加工係長 藤崎 寿
管理課 土屋匡規
同組合作業班 長尾工業 班長 長尾正二

(内 容)

1. 「認定審査」の一環として、事業内容及び書類確認を行った。
2. 穂別苫小牧森林組合の製材工場及び土場、チップ工場、加工施設において事業の概要、生産・加工現場における現行の木材の流れ、管理の仕組み等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. 素材生産現場における原木の集材・仕分けについて、穂別苫小牧森林組合担当者及び作業班担当者より説明を受け、山土場における集積状況を確認した。
4. SGEC 分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制の整備等について説明を行い、遵守意志を確認した。

6月20日／審査委員会(書類審査)

「認定審査」に基づいた審査結果を各審査委員に報告し、審査判定を行った。

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村 勝美
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会 専務理事	渡辺 政一
同 認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田 昭一

(審査内容)

1. 現地確認審査の結果を報告するとともに、SGECの定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 審査委員による検討の結果、提出資料、各作業における分別・表示及び各作業の工程管理の仕組み等は適切であり、穂別苦小牧森林組合は認定に値する事業体であるものと判定された。

Ⅲ. 穂別苫小牧森林組合の審査における判定事由書

SGECの定める「分別・表示システム運営規程・実施要領」の基準事項に基づき、「審査判定表」のとおり、10項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づき、審査判定を行い、審査委員に諮ったところ、穂別苫小牧森林組合は、認定に値する事業体であるとして判定された。

基準 1 経営の健全性

1-1 / 妥当である

持続的に事業活動を行いうる事業体であること。

穂別苫小牧森林組合（藤岡孫一代表理事組合長）は、北海道胆振支庁管内むかわ町穂別地区（旧穂別町：平成18年3月に「穂別町」と「鶴川町」が合併し、町名を「むかわ町」に改名）に所在し、平成17年度末現在、組合員数439名、組合加入面積12,543ha、払込済出資金45百万円、業務執行体制は、役員12名（常勤1名）、従業員40名（事務職員14名、工場職員26名）により運営をしている。

平成16年2月に北海道森林組合育成方針による中核森林組合として認定を受け、経営基盤や執行体制を強化するなど、地域林業の主要な担い手として積極的な事業展開をしている。

1-2 / 妥当である

経営指標に照らし、財務状態が健全であること。

「決算報告書」等により、財務状況を確認したところ、経営状態は安定していると判断した。

基準 2 認証林産物取扱の業態

2-1 / 妥当である

認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合していること。

穂別苫小牧森林組合は、地域林業の主要な担い手として、森林造成事業（植付、下刈、除間伐等）、素材生産事業、加工事業（製材、チップ、土木用資材等）、林産物販売までの一連の事業運営により、平成18年度の総取扱額は1,766百万円で森林組合の全道一を誇っている。

これまで、国や道の加工施設整備事業等の資金導入を図りながら製材施設や木材乾燥施設整備をすすめており、地域材の利用や販路拡大に力を入れている事業体である。

平成18年度の製品出荷量は、素材販売で20,958 m³、製材品で13,570 m³、チップで33,862 m³、円柱・木工関係で4,234 m³となっている。

2-2 / 妥当である

認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にあること。

穂別苦小牧森林組合は、地域林業の主要な担い手であり、同時に森林認証申請中の「循環の森づくり推進協議会」管理森林から生産される木材の大部分は、同組合の手で生産され、林産加工施設である同組合の加工施設で梱包材、パレット材、集成材ラミナ、土木用資材、製紙原料材等に製品化され、道内外に出荷されている。

2-3 / 妥当である

認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的であること。

穂別苦小牧森林組合は、間伐小径材など、地域材の利用や販路の拡大に力を入れている事業体であり、これまでも間伐木の魚礁への利用など、地域材の新たな用途開発にも取り組んできている。また、昨年 11 月には木質ペレット工場が竣工し、「穂別町新エネルギービジョン」による木質バイオマス資源のエネルギー利用の提言を受け、製材工場などで発生する端材、オガ粉、バークを原料として、ボイラーやストーブの燃料として利用する木質ペレット製造に向けての取り組みを開始している。

今後、森林認証申請中の「循環の森づくり推進協議会」とともに、森林認証制度を活用した新たなグリーン購入者の開拓を進めていく計画である。

基準3 分別・表示管理運営の体制

3-1 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てていること。

穂別苦小牧森林組合では、「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定め、素材生産・販売、製材加工、チップ生産、円柱・木工加工の各部門ごとに「認証林産物の加工・管理計画書」を作成していることを確認した。

3-2 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っていること。

製材加工センターには、十分な広さの土場及び製材品保管場所があり、穂別苦小牧森林組合の「認証林産物の分別・表示管理体制図」により、管理体制を整えている。

認定後は、「認証林産物の分別・表示管理方針」に従って、認証林産物を明確に区分・表示した適切な保管場所を設置することとしている。

また、認証林産物の加工にあたっては、非認証林産物が混入しないよう、期間を定めて集中的に行うことを確認した。

3-3 / 妥当である

分別・表示管理を担当する管理責任者を設置していること。なお、管理責任者に適正な研修を行っていること。

穂別苦小牧森林組合では、全体の総括的な分別・表示管理を統括する管理責任者を定めるとともに、各部門ごとに担当責任者を配置している。

担当責任者には、新規就労時等に研修を行い SGEC 森林認証の趣旨と「認証林産物の分別・表示管理方針書」を周知するとともに、その他の従業員に対しては、ミーティングなどによって、分別・表示の現場への徹底を図ることとしている。

3-4 / 妥当である

伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別すること。

現行の取扱台帳等は、電子媒体により管理されており、伝票・納品書なども専用棚に適切に整理・保存されている。

認定後は、専用の「認証材取扱台帳」を作成し、認証材の履歴等を記録するとともに、伝票など帳票類は5年間保存し、認証林産物の流通・情報交換、開示に備えることとしていることを確認した。

3-5 / 妥当である

定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行うこと。

素材及び製品について、定期的に棚卸を行い、常に在庫管理を行うこととしており、また、分別・表示管理責任者は、必要に応じ現場の内部検査を行って検査内容等について記録するなど、現場管理の徹底により、適正に需用者サイドに届けられるよう努めていくことを確認した。

IV. 主な確認資料

- ・穂別苦小牧森林組合の概要（パンフレット）
- ・認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・認証林産物の加工・管理計画図（素材販売、製材工場、チップ工場、円柱・木工場）
- ・分別・表示管理体制図